

証券検査マニュアル（自己資本規制比率に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト）新旧対照表

(注) 備考欄は省略。下線部分が改訂部分。

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明
2. 管理業務 (証取法第52条) (自己資本府令)	(1) 自己資本の管理	(1) ① 基本的項目 (イ) (略) (ロ) <u>特定取引場定設置証券会社</u> にあっては、時価算定の客観性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。 ② 補完的項目 (イ)・(ロ) (略) (ハ) <u>特定取引場定</u> に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、 <u>その他の有価証券</u> にかかる評価損益について、正確に把握されているか。 。	2. 管理業務 (証取法第52条) (自己資本府令)	(1) 自己資本の管理	(1) ① 基本的項目 (イ) (略) (ロ) 時価算定の客観性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。 ② 補完的項目 (イ)・(ロ) (略) (ハ) <u>トレーディング場定</u> に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、 <u>その他の有価証券</u> にかかる評価損益について、正確に把握されているか。